

事務連絡
令和2年5月7日

国体正式競技団体 会長 様

公益社団法人和歌山県体育協会
会長 仁坂 吉伸
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染予防対策に伴う活動自粛について (通知)

平素は本会諸事業に対し、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
標記の件について、5月4日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長をうけ、本県でも新型コロナウイルス感染症対策本部会が再度開催され、その対応を決定し発表されました。

つきましては、下記関連情報ホームページにおいて、確認の上、貴団体様におかれましても対応をよろしくお願ひします。

また、今後も最新の情報を和歌山県体育協会ホームページに掲載いたしますので御活用ください。

なお、コーチスキルアップ事業とスポーツ医・科学サポート事業については、事業の特性上、特に感染拡大防止のため、5月31日まで事業実施の見合わせを延長いたしますのでよろしくお願ひいたします。

5月31日以降につきましては、下記ホームページにてお知らせいたしますので、随時、ご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○公益社団法人和歌山県体育協会

URL : <http://www.wakayama-taikyo.or.jp>

※『新型コロナウイルス感染症に伴う情報提供』をご覧ください。

○関連ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204177.html>

【問い合わせ先】

〒640-8262

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

公益社団法人和歌山県体育協会 事務局

TEL 073-431-1080

緊急事態宣言が延長されたことに伴う県民の皆様へのお願い（第6弾）**～ 緊急事態措置の延長等 ～**

本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言が5月31日まで延長することが決定されました。

これを受けて本県でも、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく緊急事態措置を延長するとともに、同法に基づかない協力依頼についても継続しますので、県民の皆様におかれましては、引き続き取り組みいただきますようお願いいたします。

また、本県のみならず、他府県等における今後の感染症の疫学的コントロールの状況や、新規感染者数の発生状況、医療体制の状況を勘案し、更なる見直しを行ってまいります。

記

1 緊急事態措置等の延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、5月6日まで実施していた緊急事態措置等を、5月31日まで延長します。ただし、休業要請等については、次のとおり見直します。

- (1) 休業要請の対象施設のうち、「博物館等」（博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園）については、5月7日から「営業自体の自粛の法的要請をする施設」の対象外とし、「特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」とします。

具体的な対象業種については、和歌山県ホームページに掲載しております。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204036.html>)

- (2) 休業要請等の期限については、5月15日まで延長します。5月15日時点で、大阪府及び近隣府県の感染拡大の状況等を勘案し、休業要請の継続等について判断することとします。

2 学校の休業の延長

- (1) 県立学校については、同法第24条第9項に基づき、5月31日まで休業します。

- (2) 市町村等に対しても、幼稚園（預かり保育を除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、同様の措置を要請します。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（担当課室）

危機管理・消防課：小川、撫養（むや）

内線 2273

災害対策課：楠本、平田

内線 2261